

会議開催のお知らせ

会議の名称	令和8年度第1回埼玉県西部地域医療構想調整会議		
議題	1 会長・副会長の選出について 2 第1回地域医療構想推進会議の主な意見について 3 新たな地域医療構想について 4 病床整備の進捗状況について 5 病床数適正化緊急支援事業について 6 地域包括ケアシステムの推進に向けた今年度の取組について 7 令和6年度病床機能の定量基準分析結果について 8 令和7年度外来機能報告及び紹介受診重点医療機関協議の結果について 9 かかりつけ医機能報告について 10 その他、圏域の事情に応じて必要な事項 （議題については、当日変更になる場合もございますので、御了承ください。）		
開催日時	令和8年7月28日（火） 午後7時15分～8時45分		
傍聴方法	Teamsによるオンライン傍聴		
傍聴の可否	可	非公開事項(理由)	未定
傍聴者の定員	3人（予約制・先着順） ※定員を超えた場合のキャンセル待ちは対応しておりません。		
傍聴申込方法	・令和8年7月21日（火）午前9時から午前11時まで下記の電子メールアドレスで予約受付を行います。 【送信先】 f5462125@pref.saitama.lg.jp 【件名】 に「埼玉県西部地域医療構想調整会議傍聴申込」 【本文】 に、傍聴希望の旨と申込者・連絡先電話番号を記載してください。 【添付】 傍聴申込書に必要事項を記載し、添付してください。 （不備がある場合、傍聴不可となる場合があります。） ※電話・FAXによる受付は一切行っておりません。あらかじめご了承ください。 ・傍聴者は1所属当たり1名までとさせていただきます。 ・電子メールでの受付は午前9時から午前11時までの受信時刻を有効とし、先着順となります。 ・傍聴の可否については電子メールでの返信となります。		
その他	・必ず、下記「傍聴要領」を熟読し、遵守をお願いします。 ・会議当日は、開始時刻5分前までに指定の表示名で待機室に入室してください。 ・傍聴申込時にお伝えいただく個人情報は、本会議のための連絡のみに使用します。第三者には提供しません。（ただし、参加者の表示名については、本人確認のため会議上で公開されます。）		

問合せ先	担 当 名	狭山保健所広域調整担当 小泉・森脇
	電話番号	04-2954-6212

揭示年月日 令和8年7月14日

傍聴要領（オンライン傍聴）

埼玉県西部地域医療構想調整会議

1 傍聴する場合の手続

- （１）会議の傍聴を希望する方は、指定の申込書に必要事項を記載の上、別に定める期間内に電子メールで事務局まで申し込みをしてください。
- （２）傍聴の受付は、先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。
- （３）傍聴者は、会議開催時刻になりましたら別途案内される傍聴用URLから傍聴してください。
- （４）インターネット回線や視聴に必要な設備等は御自身で準備してください。なお、傍聴に当たり、次のセキュリティ要件を満たす必要があります。
 - ア 使用する端末のOSやアプリケーションソフトは、メーカーのサポート期間内であること。
 - イ 使用するインターネット回線は、本人もしくは所属する組織が管理するものとし、フリーWi-Fiは使用しないこと。
 - ウ パソコンを使用する場合は、必ずウイルス対策ソフトを導入し、最新の定義であること。

2 会議の秩序の維持

- （１）傍聴者は、会議を傍聴するに当たり、事務局の指示に従ってください。
- （２）傍聴者が３の規定に違反、または事務局の指示に従わないときは、退室処理をさせていただきます。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- （１）傍聴用URL、ID及びパスワードを他者へ漏らさないこと。
- （２）傍聴は申請者のみとし、他の者を代理で傍聴させないこと。
- （３）申請者以外の他者が会議の映像や音声を視認又は聴取できる環境で傍聴をしないこと。
- （４）会議中はマイクとカメラをオフにし、チャット等の機能を使用しないこと。
- （５）会議の録音、録画、スクリーンショットの撮影、写真撮影等を行わないこと。

- (6) オンライン入室の際は、表示名の先頭に「傍聴者」と記載し「氏名（所属名）」を記載してください（例：傍聴者 埼玉太郎（サイタマ建設））。

入室者の確認ができない場合、入室を許可できないことがあります。

- (7) その他会議の妨害となるような行為を行わないこと。

4 その他

- (1) 通信状況により、映像や音声途切れたり、一時停止したりする可能性があります。また、配信の続行ができなくなった場合、傍聴を中断する可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) 通信状況の不具合等により傍聴者に不利益が生じたとしても、主催者はその責を負いませんので、あらかじめ御了承ください。
- (3) 公開できない事項を取り扱う場合、会議の一部を非公開とする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。